

平成 20 年 8 月

水道法第 34 条の 2 第 2 項厚生労働大臣登録 簡易専用水道の管理の検査機関として登録

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社におきましては、水道法第20条厚生労働大臣登録機関として水道事業者における水質検査を受託しておりましたが、さらにこの度、水道法第34条の2第2項に定める厚生労働省登録機関として、簡易専用水道の管理の検査を受託させていただくことになりましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

敬白

記

■簡易専用水道の管理の検査について

簡易専用水道施設とは、水道事業者から供給される水だけを水源とする飲料水の供給施設で、受水槽の有効容量が 10 m³を超える施設が該当します。「簡易専用水道設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない」とされています（水道法第 34 条の 2 第 2 項より）。

■登録番号

水道法第 34 条の 2 第 2 項厚生労働大臣登録 第 112 号

■簡易専用水道の管理の検査を行う区域

東京都（島しょ部を除く）及び神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、群馬県、栃木県、福島県、宮城県、山形県

■登録事業所（お問合せ先）

株式会社 江東微生物研究所 環境衛生事業部

〒133-0057 東京都江戸川区西小岩 5-18-6

TEL 03-3671-5941 FAX 03-3672-1052

担当：後藤・豊田

以上